

定 款

一般社団法人広島県手をつなぐ育成会

一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県手をつなぐ育成会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害者福祉に対する県民の理解を深めるとともに、県内における知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ）の育成支援、自立、社会参加、就労等の整備等に関する各種事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 知的障害者の人権尊重のための社会啓発及び福祉の振興を図る調査・研究事業
- (2) 知的障害者の生活指導及び職業指導の充実強化並びに就労支援に係る事業
- (3) 知的障害者の生活支援及び進路・就労等に係る相談事業
- (4) 知的障害者及び保護者等の相互研修と意識昂揚を図るための研修会並びに交流会等の事業
- (5) 知的障害者の本人活動のための関係団体との交流支援事業
- (6) 小規模作業所をはじめとする事業所団体の支援並びに連携した事業
- (7) 正会員の付添看護に関する加入団体内共済事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 知的障害者及びその保護者等をもって組織した団体で、この法人の目的に賛同して入会したもの
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の事業を賛助するため入会した個人又はその他団体
 - (3) 特別会員 この法人に功労があった者又は本会の目的達成に必要な学識経験を有する者で、総会において承認された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

3 第1項の正会員に関する規程は別に定める。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める手続きを経て、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、別に会員規程に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会員規程に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に届けなければならない。

2 賛助会員、特別会員については、別に定める。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、該当正会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、該当会員に対し、除名の議決を行おうとする総会の日から1週間前までにその旨を通知し、且つ、総会において、弁明の機会を与えるなければならない。

3 前項により除名が議決されたときは、その会員に対して通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入義務を2年以上履行しなかったとき

(2) 当該会員が死亡又は団体を解散したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が既に納付した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告書及び決算書の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
- (8) その他、関係法令及びこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第15条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(種類と開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所及びその目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権行使することをできるとするときは、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(定足数)

第16条 総会は総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 第20条に定める予め提出された書面表決の数は、出席として扱うものとする。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席した正会員から選任する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、議決権を有する過半数の正会員が出席し、その出席した正会員の過半数をもって議決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は正会員総議決数の三分の二以上の多数をもって議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分または除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定による議決権の行使の数は出席として扱い、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めに基づき議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席者のうちから、その総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち5名以内を一般社団法人・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は総会の決議により選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の議決により選任する。

- 3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より副会長、常務理事を選任することができる。ただし、副会長は4名以内、常務理事は1名とする。
- 5 理事、監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務および権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事はこの法人の業務を分担執行する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事は再任されることができる。
 - 5 理事及び監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第27条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

(役員の責任の免除)

第29条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事業の内容、該当役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めたときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として総会の決議によって免除することができる。

(顧問及び参与)

第30条 この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会が任期を定めた上で選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務について会長に助言するものとする。
- 4 参与は、会長より会務の重要な事項について、諮問を受けて答申を行うとともに、会長に建議することができる。
- 5 顧問及び参与は、理事会が必要と認めた場合は、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 6 顧問及び参与は無報酬とする。
- 7 顧問及び参与には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理 事 会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(責務と権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び総会の目的事項の決定
- (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項の決定
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。
- 2 理事会を招集するときは、理事会の日から1週間前までに、各理事及び監事に対しその通知をしなければならない。
 - 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。

(定足数)

- 第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

- 第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満したときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第38条 理事会の理事については、議事録を作成しなくてはならない。議事録に記載する事項については、法令の定めるところにより別に定める。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事は記名押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用資産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として総会で決議した財産目録に記載する不動産とする。
 - 3 基本財産を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。
 - 4 運用資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 事業にともなう収入
 - (4) 資産から生じる収入
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

第40条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支計画)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書（以下「事業計画書等」という。）については、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。

- 2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算書)

第43条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号については報告し、第3号、第4号および第6号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

第7章 委員会

(委員会)

第44条 この法人に、会長及び理事会の諮問に応じるため、理事会の決議により、各種の委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の事務処理に関する規程は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第48条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剩余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施

行する。

- 2 この法律の最初の代表理事（会長）は副島宏克とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。